

令和元年壱岐市議会定例会 8 月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	1
第 1 日（8 月 9 日 金曜日）	
議事日程表（第 1 号）	3
出席議員及び説明のために出席した者	4
再 開（開議）	5
会議録署名議員の指名	5
審議期間の決定	5
諸般の報告	6
発言の申し出（市長の報告）	6
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第 1 2 号 令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）	8
発議第 2 号 壱岐市議会委員会条例の一部改正について	1 8
議長の辞職について	2 0
議長の選挙について	2 2
副議長の選挙について	2 3
議席の一部変更について	2 4
常任委員の所属変更について	2 5
議長の産業建設常任委員の辞任について	2 5
議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について	2 6
議会運営委員の辞任について	2 7
議会運営委員の選任について	2 7
議会広報特別委員の辞任について	2 8
議会広報特別委員の選任について	2 9
国境離島活性化推進特別委員の辞任について	3 0
国境離島活性化推進特別委員の選任について	3 1
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	3 2
長崎県病院企業団議会議員の選挙について	3 2
議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
同意第 1 号 壱岐市監査委員の選任について	3 3

議員派遣の件	34
発言の申し出（市長の挨拶）	35
散会	36
資料	
壱岐市議会委員会委員選任名簿	39
議員派遣の件	40

令和元年杻岐市議会定例会 8 月会議を、次のとおり開催します。

令和元年 8 月 2 日

杻岐市議会議長 小金丸益明

- 1 期 日 令和元年 8 月 9 日（金）
- 2 場 所 杻岐市議会議場（杻岐西部開発総合センター 2 F）

令和元年杻岐市議会定例会 8 月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	8 月 9 日	金	本会議 (13 : 30~)	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○審議期間の決定 ○議案の上程、説明 ○議案審議 (質疑、委員会付託省略、討論、採決) ○散会

令和元年杻岐市議会定例会 8 月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第12号	令和元年度杻岐市一般会計補正予算（第2号）	省 略	原案のとおり可決 (8 / 9)
発議第2号	杻岐市議会委員会条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (8 / 9)
	議長の辞職について	—	許 可
	議長の選挙について	—	指名推選
	副議長の選挙について	—	指名推選
	議席の一部変更について	—	資料のとおり決定
	常任委員の所属変更について	—	資料のとおり決定
	議長の産業建設常任委員の辞任について	—	許 可
	議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について	—	許 可
	議会運営委員の辞任について	—	許 可
	議会運営委員の選任について	—	資料のとおり決定

	議会広報特別委員の辞任について	—	許 可
	議会広報特別委員の選任について	—	資料のとおり決定
	国境離島活性化推進特別委員の辞任について	—	許 可
	国境離島活性化推進特別委員の選任について	—	資料のとおり決定
	長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	—	指名推選
	長崎県病院企業団議会議員の選挙について	—	指名推選
同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	省 略	同 意 (8 / 9)
	議員派遣の件	—	原案のとおり決定 (8 / 9)

令和元年 老 岐 市 議 会 定 例 会 8 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和元年 8 月 9 日 午後 1 時 30 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	11 番 鶴瀬 和博 12 番 中田 恭一
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	議案第 12 号 令和元年度老岐市一般会計補正予算 (第 2 号)	財政課長説明、質疑あり、 討論なし、委員会付託省略、 可決
日程第 5	発議第 2 号 老岐市議会委員会条例の一部改正について	提出議員説明、質疑なし、 討論なし、委員会付託省略、 可決
追加	議長の辞職について	許可
追加	議長の選挙について	指名推選 議長 豊坂 敏文
追加	副議長の選挙について	指名推選 副議長 赤木 貴尚
追加	議席の一部変更について	報告済
日程第 6	常任委員の所属変更について	報告済
追加	議長の産業建設常任委員の辞任について	許可
追加	議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加	議会運営委員の辞任について	許可
追加	議会運営委員の選任について	報告済
追加	議会広報特別委員の辞任について	許可
追加	議会広報特別委員の選任について	報告済
追加	国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加	国境離島活性化推進特別委員の選任について	報告済

追加 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
追加 長崎県病院企業団議会議員の選挙について
追加 同意第1号 壱岐市監査委員の選任について
追加 議員派遣の件

指名推選
議員 植村 圭司
指名推選
議員 久保田 恒憲
市長説明、質疑なし、
討論なし、委員会付託省略、
同意
原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 山川 忠久君	2番 山内 豊君
3番 植村 圭司君	4番 清水 修君
5番 赤木 貴尚君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	9番 音嶋 正吾君
10番 町田 正一君	11番 鵜瀬 和博君
12番 中田 恭一君	13番 市山 繁君
14番 牧永 護君	15番 豊坂 敏文君
16番 小金丸益明君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	米村 和久君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	本田 政明君	市民部長	石尾 正彦君

保健環境部長	……………	高下 正和君	建設部長	……………	永田秀次郎君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	堀江 敬治君
消防本部消防長	……………	下條 優治君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午後1時30分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、こんにちは。長崎県では、本日8月9日を県民祈りの日と定め、原爆犠牲者の御冥福をお祈りするとともに、恒久平和への誓いを新たにするため、原爆投下時刻の午前11時2分に、県民一斉に黙祷をささげられております。皆さんも黙祷をささげられたと思いますが、改めて黙祷をささげたいと思います。御協力よろしく願いいたします。

それでは、御起立をお願いいたします。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（小金丸益明君） お直りください。御着席お願いします。御協力ありがとうございました。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

杵岐新報社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和元年杵岐市議会定例会8月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、鶴瀬和博議員、12番、中田恭一議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

令和元年老岐市議会定例会8月会議に提出され、受理した議案は1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをタブレットに配信しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る7月11日に東京都におきまして開催された全国民間空港所在都市議会協議会第95回定期総会に出席いたしました。会議に入る前に、令和元年度国土交通省空港関係予算について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課鈴木課長補佐及び同部空港業務課青木専門官による説明がありました。会議では、昨年の10月17日から本年4月12日までの各種会議等について、事務報告及び令和元年度事業計画、歳入歳出予算、役員改選について審議され、また、今後の事業計画に基づく実行運動として、各空港の整備に係る個別課題について、国土交通省等へ要望活動を行っていくことが承認・可決されました。

次に、7月19日、東京都におきまして開催された全国離島振興市町村議会議長会令和元年度第1回総会に出席いたしました。会議では、平成30年度収支決算が承認され、役員改選では新会長に島根県西ノ島町の仲吉議長ほか12名の役員が選任され、令和2年度の離島振興に係る要望が原案のとおり可決されました。詳しい資料につきましては事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

今定例会8月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和元年老岐市議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

先日6日に九州を縦断した台風8号は、幸いにも本市においては大きな被害もなく、安心したところではありますが、当日は市内10カ所に自主避難所を開設し、合計16世帯25人の方々が自主避難をされました。

市といたしましては、関係機関との連携のもと、災害対策に万全を期してまいります。今後、台風の接近や大雨災害等も予想されますので、市民の皆様には早目の防災対策をおとりいただきますようお願いいたします。

一方、ことしも非常に暑い日が続いており、気象庁では、最高気温がおおむね35度以上にな

ることが予想される場合に高温注意情報を発表し、各自が熱中症対策をとるよう求めています。それぞれの日常生活において、日中の厳しい暑さを避ける対策や小まめな水分補給を行うなど、熱中症予防を初め、体調管理には十分御留意いただきますようお願いいたします。

さて、8月11日に郷ノ浦町弁天崎公園において壱岐島ふるさと花火が開催されます。これは、東日本大震災の犠牲になられた方々への鎮魂と復興の祈りを込め、昨年8月、全国各地で行われた「LIGHT UP NIPPON」に賛同された皆様により開催された花火大会をことしも同様に計画されたものであります。この機会を捉え、福島県楡葉町から松本町長と青木議長をお招きし、友好都市提携の調印式をとり行うことといたしました。本市においては、大震災復興支援のため、平成24年度から職員を派遣したことを契機に福島県楡葉町との交流が続いており、平成28年には楡葉町町制施行60周年記念の折、防災・教育・経済友好交流パートナーシップ宣言を締結いたしました。

また、本年7月1日には、本市及び福岡市で行われたイベントと同時刻、午後7時1分に、楡葉町においても「壱岐焼酎で乾杯」イベントが開催されるなど、そのきずなを深める心の通った交流を続けております。

今後も、子供たちの交流はもとより、互いの伝統や歴史、文化、環境などを幅広く学習する機会をふやし、さまざまな分野において両市町の友好のきずなを深めてまいる所存であります。

次に、本年1月17日、インドのIT関連企業等関係者が来島され、本市への企業進出について、山本県議会議員を初め、島内各団体の代表者とともに意見交換を行ったところでありますが、その中で、本市のテレワーク施設等に興味を持っていただき、光ケーブル網が整備されていることにより、離島であっても本土と変わりなく仕事ができること、有人国境離島法による優遇措置があることなど、本市への企業進出の可能性について、有意義な意見交換ができたところであります。

このたび、これらのIT関連企業からの招致によりまして、8月12日から17日までの日程で山本県議会議員とともにインドを訪れることといたしております。現地では、ジェトロの現地担当者を交え、壱岐市への進出を検討しているIT関連企業を初め、日本語学校、日本総領事館等において視察や意見交換を行う予定であります。海外企業進出による双方のメリットを追求し、今後、国内外において発展が期待されるIT関連企業の誘致実現に向けて取り組みを加速させてまいります。

本日は、壱岐市ケーブルテレビ施設の再構築、機器更新及び災害復旧事業に係る経費についての一般会計補正予算案件並びに監査委員の選任についての同意案件の2件を提出いたしております。何とぞ十分な審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様には、先ほど申し上げました台風などの気象情報に十分御留意されますとともに、

小まめな水分補給を初め、厳しい猛暑への対策、体調管理に御留意いただき、日々健やかに過ごされますことを祈念いたしまして、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4．議案第12号

○議長（小金丸益明君） 日程第4、議案第12号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長及び担当部長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第12号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億2,430万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正、1、変更で、災害復旧事業債は限度額560万円を790万円に、公共土木施設等災害復旧事業につきまして230万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により内容について御説明いたします。

まず、歳入につきまして、8から9ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源につきまして、普通交付税で1,700万円を増額いたしております。

次に、18款1項1目基金繰入金、合併振興基金繰入金につきましては、壱岐市ケーブルテレビ施設の再構築、機器更新に係る経費の財源といたしまして6億5,300万円を計上しており

ます。

21款市債につきましては、4ページの第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出につきましては、別紙資料の令和元年度8月補正予算案概要により、主な内容について説明をいたします。

2から3ページをお開き願います。

2款1項7目情報管理費、地域情報通信推進事業は、壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者変更に伴います機器及び情報の再構築に係る経費として6億6,000万円を計上しております。

次に、10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、7月の豪雨で被災しました農地及び農業用施設17カ所の災害復旧事業の査定に係る設計業務委託など、事務経費を含めまして合計で500万円を計上しております。

同じく、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、道路・河川等11カ所の災害復旧事業に係る土砂撤去・倒木除去等経費、測量設計業務委託料などを含めまして730万円を計上しております。

以上で、議案第12号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 今回、補正予算を計上いたしました壱岐市ケーブルテレビ施設の再構築に係る予算について御説明をさせていただきます。

壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者の引き継ぎについては、平成30年9月会議での新指定管理者の議決、平成31年3月会議での指定管理期間の延長議決をいただき、継続して業務の引き継ぎの交渉を進めておりましたが、現指定管理者との引き継ぎの合意ができず、これまでの経過を踏まえますと、このままの状態では来年の4月以降の新指定管理者でのサービスが提供できないことが予想されます。

このような状況のもと、市民の皆様へ支障なくサービスを提供するためには、最悪の場合、再構築を図らなければならないと判断いたしました。

経過等につきましてはこれまで御説明してまいりましたが、再構築を進めるには最低でも6カ月ほどの期間が必要なため、今回、再構築に必要な予算を計上したものであります。

補正予算の内容につきましては、資料3、補正予算資料をご覧ください。

まず、1項目め、再構築のための準備・仮設に必要な経費でございます。

通信機器の仮設費用、再加入のための各戸調査費、顧客情報の委託料に係るものが1億5,094万2,000円、通信機器の代替対策に係るものが4,400万円、事務費として

606万1,000円、計2億100万3,000円でございます。この費用のうち、条例、協定書に基づく引き継ぎ対象資産については、現指定管理者に対し、請求予定であります。

次に、2項目めの現在指定管理者が調達している機器等を壱岐市が新規に整備するための経費でございます。

インターネット、メール用サーバー等の機器購入、その設置・設定に係るものが1億3,233万円、IP電話用ターミナルアダプターの交換機器が4,433万円、計1億7,666万円でございます。この費用は、指定管理者の交代の際にスムーズな引き継ぎができるよう壱岐市で所有することが望ましいと議会からも御指摘をいただきましたので、対象機器を整備するものでございます。

なお、その費用については、今後、指定管理者から利用料を徴収し、その収入を充てる予定であります。

次に、3項目めの現在壱岐市が所有する機器の更新に係る経費でございます。

これは、現指定管理者が使用中であるセンター、サブセンターの通信機器等について引き継ぎまで使用できないため、同等の機器を準備しておくために整備するものでございます。対象機器は耐用年数を既に3年超過しており、更新計画で最優先とされているもので、令和元年、2年で更新を予定したもので、この際、機器の更新をあわせて実施するもので、委託料として2億7,247万円、全体の設計管理の委託料として986万7,000円、計2億8,233万7,000円でございます。この費用につきましては、起債対象として認められれば、財源補正する予定でございます。

ケーブルテレビの再構築に係る補正予算計上額の合計は6億6,000万円でございます。

今回の再構築では、テレビ、インターネット、IP電話等の加入者情報の引き継ぎが行われなため、再度加入申込書を提出していただき、各家庭の通信機器の調査及び設計を行う必要がございます。詳しい内容につきましては、市報、回覧等により事前に丁寧な説明を行い、市民の皆様へ御理解と御協力をお願いしてまいります。

なお、冒頭申し上げましたように、これは最悪の場合の予算でございまして、早期に指定管理者との合意が整った場合は予算の組み替えをお願いすることになります。

以上で、ケーブルテレビ施設の再構築に係る予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） この前の全協で説明を受けたので、僕は基本的に、民間企業であれば徹底的なお互いに——契約書とか個人情報取り扱いの特記事項等を全部読ませていただき

ました。この契約書をもって、なぜ、要するに、1年前に僕たちも軽率だったなど僕は正直言っているんですが、何を根拠に引き継ぎができないのか。僕はやっぱり、今、部長が説明されたけれども、市民の方にはっきりとわかるように説明をもう1回ちょっとしていただけないか。何のこれ、契約書の条項、指定管理者の交代の42、43条、それから26条では公文書の管理義務、それから個人情報取り扱いの特記事項でも、これはきちんと明確に規定されてあるんですよ。だから、いわゆる市が乙・指定管理者に対して、指定管理者のもちろん交代時はこういうふうにしてくれということも書いています。何を以て指定管理者の交代が1年間延長された理由も、正直言っても僕はもう、今となっては遅いですけども、向こうが何を根拠に主張されておるのが僕はさっぱりわからないんですよ。それをちょっとわかりやすく説明してくれませんか。多分市民の人も聞いておるとお思いますので。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 市といたしましては、引き継ぎにつきましては協定書、条例に基づきまして、全ての情報、それから機器等については引き継ぎができるものと解釈をしておりました。

しかしながら、現指定管理者につきましては、その引き継ぎにつきましては電気通信事業法の通信機器の秘密等、それから個人情報は指定管理者の帰属するものであるという解釈でございまして、市が解釈するものと相手方・現指定管理者が解釈するものが違いまして、引き継ぎの交渉がうまくいっていない状況でございまして、現在までこの状態が続いている状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） ということは、壱岐市も当然弁護士を交えてこの契約書をつくっておるわけですよ。そうしたら、ここに書いてある個人情報取り扱い特記事項、これは甲、いわゆる市が乙・指定管理者に対して、業務上知り得た個人情報について、指定管理者の交代時は速やかに甲は命じることができるというふうにお互いに了解して署名しておるわけですが、そうしたら、今、部長の答弁では、それより上位法である法律に個人情報は途中で取得した分は自分たちのものだというふうに向こうが主張しておるというふうに解釈できます。ですよ。ということは、最初の契約を上位法にのっとって、市も当然弁護士を抱えておるわけやから、市も弁護士がおるわけやから、この契約書を結ぶときに、個人情報取り扱いの特記事項を、当然お互いに弁護士やから、電波法がどんなのかというのは知りながらこういった契約を結ばれたということですか。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 協定書を合意したときにつきましては、弁護士は入っておりません。現在の交渉事項につきまして、双方、代理人として弁護士を立てている状況でございます。

○議長（小金丸益明君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） ということは、行政の当局として弁護士を入れずにこの契約書とか個人情報取り扱いの特記事項等は定めたということですか、弁護士は入らずに。そうしたら、向こうのほうが必要に弁護士を立てて、上位法である法律には個人情報についての取り扱いはこうなっておるから引き継ぎはできないと言われてたら、これはやっぱり上位法優先だから、幾ら特記事項を定めておるとか言っても——僕はこの前も言ったように、行政としての筋は守れと。それはもうお金がかかってもしょうがない。それはもう行政の筋がこんなのでずっと守れなかったらですよ、ただ単にお金がかかるとか何とかじゃなくて、要するにごね得。僕はもう正直言って、このごね得を1年間、僕はね——認めた私たちも悪い。しかし、やるんだったら、僕はあのとき聞いておったら、1年たったら市民生活に迷惑をかけるから、1年間交渉して、その中で何らかの形で、穏やかな形で着地点を見出すということだったんじゃないんですか。僕はもうさっぱりわからないんですよ。なぜまだ、しかも、部長が先ほど、これは最悪の予算だと言われてたけれども、恐らく、民間企業だったら徹底的に法律でやりますよ。ところが、行政の場合は、市民生活ということを担保にとられておるから、非常にやれないというところがあると思います。これですね、僕は、今後、指定管理者制度そのものも見直していかんと、今、市、結構指定管理者ですとやっていますけれども、これは初めから契約書も承知、それで、あらゆる特記事項等もお互いに承知して結んでおって、指定管理者の期間が終わったら、しかも市が選考過程で何か不正をやったとかいうんやったら別だけれども、それも全くない。それで、5年たったら自分たちの指定管理者の期間が終わった、そうしたら、「いやあ」と言うてから、上位法を盾にとって、それを覆されるような事態になったら、それこそ、極端なことを言えば、何でこんな指定管理者を選んだんだと、そこまで言われるから、僕はもう正直言って、どんなにお金がかかってもこの件に関しては僕は行政は一步も譲ってはいかんとと思います。後世に禍根を残す。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員の言われたこと、まさにそのとおりだと思っております。しかしながら、私どもは、その契約書についてはお互いが合意をした契約書であります。ですから、先方が言っていることは私自身、全く理解できないわけです。

ところが、相手はさっき言います電波法であるとかもろもろのことを言うてくる。これがいわゆる争いになっていくわけですね。私はあくまでその契約書というのは市には落ち度はないと思っております。

そこで、しかしながら、相手がそういうふうに言うてくる。そうしたときに、市民の皆さんに今のケーブルテレビ、あるいはインターネット、そういうことがつながらなくなる。そういうおそれがございます。

したがいまして、今回、それこそ最悪の場合ということによっておられますけれども、そういうことが起こらないためには、相手がどんなことを言おうともびくともしない再構築という手段も考えなければいけないということで、今回提案をしたところでございます。

議員の皆様にはそのことについて十分理解をしていただいておりますけれども、先ほど来、町田議員の御指摘にありますように、このことがスムーズにいかなかった。そのことを今後十分に、なぜこういう事態に至ったのかということをも十分分析して、今後の指定管理者のあり方について研究してまいります。

今回は、市民の皆様方に市がスムーズに新しい指定管理者に引き継げなかったことについて、深くおわびを申し上げます。

ただ、先ほど申し上げますように、6カ月、再構築に期間を要します。ですから、逆算をしまして6カ月になる前に何とか先方と合意を図りたいと思っております。

しかしながら、この再構築をするぞという市の姿勢、これを一つの私は交渉のてこにしたいと思っております。この契約書が無効であると、無効であるというか、引き継げないという向こうの先方の要求に対して「いいです」と、私どもはそれなら再構築いたしますということをきっぱりと今も申しておりますけれども、この予算を通していただくことによって、私たちの議会がちゃんと同じ方向に向いているんだということを先方に示す。このことが必要でございます。先ほども申しますように、最大限スムーズに引き継ぎができるように努力をいたします。そのことを申し上げて答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 今、隣の町田議員から御指摘があった件について、再度お尋ねをいたします。

施設条例、いわゆるケーブルテレビの施設条例施行規則の別表6には、サービスの種類及び終了において、テレビ、ファミリーライト30——これはIP電話ですね——ファミリー100、ビジネス100の管理主体は壱岐市になっているわけですね。いいですか。運営が指定管理者がするわけです。なぜ個人情報を出せないんですか。ここにうたっているじゃないですか。これを簡単にあなたたちが下がるということ自体おかしいよ。まずそれを、今そういう意向でしたので、企画振興部長が。そうでしょう。

このいわゆる補正予算の提案の趣旨説明の中にこう書いてある。現指定管理者との引き継ぎの協議が合意に至らないから、今回再構築をする。こんな安易なことがありますか。6億6,000万円の真水の1円も補助金のない営々として築いてきたこのケーブルテレビ事業、それを合併振興基金を取り崩してやる。どうしたことですか。これはおかしいですよ、こんなことは。この3つの条例、施行規則、双方で白川市長と合意文書を交わして調印もしているわけですよ。何を言う

んですか。おかしいでしょう。地域の皆さんに御迷惑をおかけしないために再構築をすると。指定管理者がこういうふうにかわるたびにこういうことが起こったらどうなるんですかと。

そして、本田振興部長はこういうふうに応答をした。既に耐用年数、機器が3年を過ぎておると言ったでしょう、今。何がうそを言うんですか。国税当局の見解は、今まで通信用施設の耐用年数は10年であったわけです。9年に改正はしておりますものの、ことし3月末で9年ですよ。3年過ぎておると、どこから根拠を出して言っているんですか、そんなことを。その根拠を示してください。そんないいかげんな答弁しちゃいかんよ。国税当局の資料を見てください。インターネットに行けるから、そこにおる人、調べてください。9年です、9年。そんなうそを言っちゃいかん。

そして、ちょっと私、疑問に思うんですが、壱岐市ケーブルテレビ施設管理運営に関する協定書、別表4、番号で25です。いわゆる海底ケーブルに関する費用というのは壱岐市負担になっております。これは私の誤認かもしれません。前もってそう申し上げて質問いたします。前回可決しましたいわゆる回線手数料、いわゆる海底ケーブルも含めて、壱岐から、基地局から博多までの回線手数料、これは3,300万円ぐらいでしたよね。これは今まで全て現管理者の関西ブロードバンドに払わせておった。今回は光ネットワーク、新しい事業が来年から供用開始するので、壱岐市のほうで負担をした。私はこれが当然と思います。この別表4を見ると、確かに壱岐市負担になっております。これがね、私が誤認かもしれませんというのは、海底光ケーブルに関する費用と書いてあります。これは明らかに指定管理者と壱岐市の分担を明示しておられます。それは壱岐市になっております。それを現指定管理者に払わせたというところ辺が、いわゆる契約書の内容でいえば懈怠、すなわち、契約内容の不履行に値する。それぐらいしかないですよ。私が見る限りではね。懈怠というのは、難しい用語を使いますが、いわゆる履行するかしないかということです。今まで言ったことに関しては、専門的な知識をお持ちでしょうから、振興部長、答弁をお願いします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいま音嶋議員から質問がありました耐用年数、それから海底の光ケーブルの負担割合につきましては、すいません、年数は私どもとしては6年と調査しておりましたので、ちょっと確認させていただきまして、答弁させていただきたいと思います。

○議員（9番 音嶋 正吾君） また海底ケーブルのことも聞いたでしょう。一応質問したしこ答えてください。後でいいですから、今の件は。わかるしこは答えてください。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の御質問の中で、こういう契約になっているのに何で相手方がそれを拒否するのかという御質問がございました。そのこと自体が、いわゆる相手が主張するも

のですから、音嶋議員と同じように、私たちもわけがわからないわけです。ちゃんと協定にうたっておるものをそうではないと向こうが主張するわけですね。ですから、その辺はぜひそういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 先ほど、ケーブルテレビの機器の耐用年数でございますが、それぞれの機器によって違いますが、現在改正が行われまして、今回更新するサーバー等につきましては、耐用年数につきましては6年ということになっております。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 9年でしょう。

○企画振興部長（本田 政明君） 6年でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 私の調査不足ということでこの場はおさめておきましょう。私も国税局の耐用年数の資料を見て、今、10年が9年に改正になったということを申し上げたわけです。

そして、根本のことをお尋ねいたします。いいですか、よく聞いておいてください。

関西ブロードバンドと光ネットワークサービス、今度新しく予定される指定管理者ですね。IP電話とかいわゆるインターネットの回線の設備そのもの、プロバイダーがかわれば若干設備そのものですね、端子等に不都合があって、そのまま光ネットワークさんのサービスができないような環境になるから、全ての機器を更新するというではないのですか。まず、そうじゃないか、あるかということをお答え願いたい。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 機器の更新につきましては、昨年度、更新計画を立てておりますので、継続して機器につきましては更新をする予定でございます。

今回予算を計上いたしましたサーバー等につきましては、ことし、来年で更新予定としておりましたので、今回の再構築に合わせまして更新をするものでございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 一般の企業では、サーバーなんかも——NTTにお聞きをしてみました。大体15年から20年使っておると。壱岐においても使っていますよということです。行政においては、今言いましたね、サーバーは6年ですよと、おたくたちの認識でいったら、耐用年数が。そうしたら、私は、実質今は9年経過しておりますねと申し上げました。そうしたら、一挙に6億円も出すようなことであれば、9年たったら全てまたこれだけの真水の金がかかるわけです。どうするんですか、そういうときに。基金かなんか積まなきゃやれないですよ。それか、私はわかりませんが、公営企業会計か何かにして減価償却がとれるような形にしないとどうな

るんですか。10年ケーブルテレビを使ったら6億円、約7億円ですよ。回線手数料が3,400万円ですよ。約7億円ですよ。年間にすれば7,000万円のいわゆる経費がかかるわけですよ。そうでしょう。これは安易にまだ契約が、いわゆる交渉が成り立っていないから仮にと市長も言われました。減額されるおそれもあるし、必要がない場合もあるかもしれないけれども、何か言うならば、暫定予算として通してくれないかというような意味合いで受け取っていいものかどうか。市長、これは暫定予算ですか。決定予算ですか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 申し上げましたように、市民のいわゆるケーブルテレビに関する利用を継続するために、先ほど申しましたように、最悪の場合を考えて予算を計上しております。ですから、交渉が決裂すれば、当然のごとく、本予算案でもって再構築するということでございます。

しかしながら、先ほど来、御質問がありますように、6億6,000万円という多大な経費を使わなくて済むのは、もちろん一銭も要らないというわけではありませんけれども、交渉が合意に達すれば、はるかに低い金額で引き継ぎができる。市民の皆さんにサービスを遮断することなく継続できるということでございます。

しかしながら、本日提案しております予算は、最悪の場合と申しましたけれども、これを実行するという予算でございます。

○議長（小金丸益明君） 音嶋議員。

○議員（9番 音嶋 正吾君） 議長、もう最後の質問にします。私は、ここは市長さん、腰を据えてくださいよ。腰を据えて、営々とためた合併振興基金を崩すんですよ。合併振興基金の1条には、市の地域振興に資する事業の財源に充てるためと書いてあります。処分に関しては、1条に規定する目的を達成するために、財源に充てる場合に限り処分すると。これぐらいに合併特例債、営々と積み立てた基金を取り崩すわけですので、非常に言葉を選んでおられますが、再度、市長、腹を据えて、言葉を選んでよかったなというぐらいに交渉していただきたい。時期尚早と考えております。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに音嶋議員が言われるように、私は腰を据えて相手と交渉するために再構築という、本当にこういう予算を出すことは断腸の思いであります。

しかし、この再構築をするんだと、そうして市民の皆さんには迷惑かけないんだと、この決意があるから、きょう、私はこの予算を出させていただいています。腰を据えて、ぜひ合意に達するように私は頑張ります。お約束します。

ただ、先ほどから言いますように、私に言わせれば、不条理な先方の対応であると思っておるわけです。私は契約書からすると、何で相手方が、現指定管理者がそんなことを言うのかと思っ

ております。そのことについて、実は先方から、社長から私に面会の要請がございました。私はそんな必要はないと、契約書どおりやってくれと、会わないということで断っておるところであります。市民の皆さんに、議員の皆さんだけではなくて、市民の皆様は腰を据えて交渉するということをお約束いたします。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。久保田議員。

○議員（7番 久保田恒憲君） 実は、昨日、私も市民の方から問い合わせをいただきました。ケーブルテレビはどうなっているんだということで、あした、そのことで議会があるからちゃんとしてくださいと、その中でわからない点がありましたらまた私なりにも説明をしますからというふうにお答えをしたんですが、今の話を聞かれて、果たして市民の方がどれほど納得されたかちょっと疑問に思うんですけど、要は、合意に至らなかった、そこに皆さんがやはり関心を持たれていると思います。今まで指定管理が延びたよという情報だけがまず伝わって、その後、どういうふうになっているんだろうかというふうに心配をされたときに、今回、6億円ものお金をかけると。

先ほど、部長が回答の中で、今後、この件についてはしっかりと市民の皆さんに説明をしていくというふうに言われましたけど、やはり今までの期間にもそういう説明が少し必要だったのではないかと思います。それは過ぎてしまったことなので、今後、ぜひ、市民の皆様はわかるようにですね。いろんなこのテレビの議会もそうですけど、先ほど言われた紙媒体、回覧であるとか、そういうところにも本当にわかりやすい市民が納得するような説明をぜひしていただきたいと、そのことだけをお伝えいたします。

○議長（小金丸益明君） 本田企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） 先ほど、音嶋議員のほうから、更新費用等について多額の金額が必要であるので、積み立てとかする必要があるのではないかとことを言われました。その件につきましては、機器の購入等をいたしますので、その分につきましては今後の指定管理者から利用料等を徴収いたしますので、その分を積み立てし、今後の更新計画の費用としたいと考えております。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（5番 赤木 貴尚君） 今回の予算、市長が先ほどからおっしゃるとおりに、断腸の思いで今回の予算を上げられたということですが、今回の補正の中において、再構築のための準備、仮設に必要な経費というところで約2億円の予算の分、この分をしっかりと今の指定管理者に最終的には請求して、それを回収するところがすごく非常に大切だと思います。その部分においては本当に全力を挙げてぜひ回収をしていただければ、今回の予算のうちの2億円はしっかりと回収をできるということと、そして、そのほか、新しい指定管理者からも利用料を徴収すれば、

またその分もしっかり回収して市民の大切な税金を無駄遣いすることはないというふうに理解しました。

そのほか、最終的には起債等の活用ができればというお話もありましたし、しっかり、一番最初に言いましたが、今の指定管理者に2億円分の請求をしっかりと回収できるように努力をしていただきたいなと思っております。その分だけをしっかりとお願いして、私、質問というか、要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第12号令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 発議第2号

○議長（小金丸益明君） 日程第5、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○議員（10番 町田 正一君） 発議第2号、壱岐市議会議長小金丸益明様、提出者、壱岐市議会議員町田正一、同賛成者、同鶴瀬和博、同中田恭一。

壱岐市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第

112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、委員会の所管する事項の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例、壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中の市民部の次に保健環境部を加え、保健課、健康保健課を削り、同項第2号中、環境衛生課を削る。

附則、この条例は公布の日から施行する。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、発議第2号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。事務整理のため、再開を14時45分といたします。

午後2時27分休憩

.....

午後2時45分再開

〔議長（小金丸益明君）と副議長（豊坂 敏文君）議長席交代〕

○副議長（豊坂 敏文君） 再開します。

.....

追加日程 議長の辞職について

○副議長（豊坂 敏文君） 小金丸益明議長から議長の辞職願が提出されました。よって、副議長の私が議長の職務を行います。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の辞職についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますが、ただいま議場に小金丸益明議員の出席があっておりませんので、御了承お願いいたします。

それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは朗読をいたします。

令和元年8月9日、壱岐市議会副議長豊坂敏文様。

壱岐市議会議長小金丸益明。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（豊坂 敏文君） お諮りします。小金丸益明議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 御異議なしと認めます。よって、小金丸益明議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小金丸益明議員の入場を求めます。

〔議員（16番、小金丸益明君） 入場〕

○副議長（豊坂 敏文君） ここで、ただいま議長を辞職されました、小金丸益明議員からの挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。どうぞ御登壇ください。

〔議員（16番、小金丸益明君） 登壇〕

○議員（16番 小金丸益明君） ただいま、皆様方のよろしきを得まして、議長辞任の許可をいただきました。大役を終えた安堵感と一抹の寂しさを禁じ得ません。

2年間、議会議員各位を初め執行部の皆様方には多大なるお力添えで、円滑な議会運営に御協力を賜りましたこと心から厚く御礼を申し上げます。

また、2年間、壱岐市議会議長として長崎県下13市の議長会、そして、8市2町の離島議長会に席を置き、各市町の要望等を県はもとより九州、全国、そして国会へと要望活動を展開してまいりました。

おかげをもちまして、各市、各地域のそれぞれの事情や現状を把握することができました。これは、私にとりまして相当な意義ある経験でございました。

また、この2年間ですばらしい経験もさせていただきました。東京壱岐雪州会の100周年事業、福岡壱岐の会の50周年事業、そして、外国人による日本語弁論大会で御来島されました高円宮妃殿下久子様と知事、市長、教育長を囲んで会食の機会を得ましたことは、役得として心に残る思い出でございました。

また、県下有人離島であります、五島市、上五島町、小値賀町、そして、対馬市、そして、世界遺産の野崎島にも会議のたびに足を運ぶ機会を得ました。各島々をめぐるまして思いましたことは、その地形、風土、そして、交通アクセス等々、全ての面で壱岐島がよかったと、壱岐の島に生まれてよかったと改めて認識した次第でございます。

しかしながら、本市におきましても、ジェットフォイルの更新の問題、飛行機の耐用年数の問題等々、航路、航空路の問題は依然として大きな問題として横たわっております。新体制になりましても、この問題を解決すべく御尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2年間、もとより浅学非才のこの身、役に不足するところも多々あったと思いますが、寛容の心で接していただきました市民の皆様、そして、議会議員各位、執行部の皆様、そして、市職員の皆様、また、就任の日から本日まで傍らで献身的なサポートをしてくださいました、米村議会事務局長を初め、議会事務局職員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げて、簡単ではございますが辞任の御挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

〔議員（16番、小金丸益明君） 降壇〕

○副議長（豊坂 敏文君） ありがとうございました。

小金丸前議長におかれましては、就任時の執行機関とは一步離れて二歩離れずをモットーにして、議会の使命である批判と監視に努めて議会運営に邁進してこられました。

その間、長崎県離島振興市町村議会議長会会長、全国離島振興市町村議会議長会理事、全国市議会議長会建設運輸委員会委員としての重責に当たられておられます。

また、壱岐市政の発展のために大変御尽力を賜りまして、心から敬意と感謝を申し上げます。2年間、誠にありがとうございました。

追加日程 議長の選挙について

○副議長（豊坂 敏文君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の選挙についてを議題とします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

次に、指名の方法は、小金丸益明前議長が行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、小金丸益明前議長が指名することに決定いたしました。

小金丸益明議員。

○議員（16番 小金丸益明君） 次期議長に、15名の議員の総意で豊坂敏文君を指名したいと考えております。お諮りいただきますよう、お願いいたします。

○副議長（豊坂 敏文君） ただいま指名されました、私、豊坂敏文を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された、私、豊坂敏文が議長に当選しました。

○議長（豊坂 敏文君） ここで、私のほうから就任の挨拶を申し上げます。

このたびの改選に伴い、第8代議長に就任をいたしました。

議員各位にはもちろんのこと、市民皆様の御指導、御鞭撻を仰ぎながら職責を完遂してまいりたいと思っております。

まことに身に余る光栄でありますとともに、その責務の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

壱岐市においても、第一次産業の振興、人口減少、少子高齢化、就職の場の確保等さまざまな

課題を克服する施策の展開が求められております。

歴代の議長が築いてこられました実績を汚すことなく、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいります。

市民の皆様の信頼と御期待に沿える議会運営を目指してまいりますので、今後ともなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任の挨拶といたします。よろしくお願ひします。（拍手）

以上をもちまして、議長の選挙を終わります。

追加日程 副議長の選挙について

○議長（豊坂 敏文君） 前副議長の私が議長になりましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の欠員に伴い、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程、副議長の選挙についてを議題とします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

次に、指名の方法は議長が行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に赤木貴尚君を指名します。

ただいま指名しました赤木貴尚君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました赤木貴尚議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました赤木貴尚議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席からの当選の告知をいたします。

赤木貴尚副議長、当選の承諾及び御挨拶をお願いをいたします。

どうぞ御登壇ください。

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 登壇〕

○議員（5番 赤木 貴尚君） このたび議員各位の御理解、御協力により、豊坂新議長の御指名のもと副議長の職に就任いたしました。このことに対して、まずもって厚くお礼申し上げます。

今後は、新議長とともに壱岐市議会の円滑な運営の実現に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御支援、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、理事者並びに報道関係者の皆様におかれましても、格段の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。（拍手）

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） おめでとうございます。御就任を心からお祝いを申し上げます。

追加日程、議席の一部変更について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部の変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。変更する議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、議席を変わられる方の報告を申し上げます。

5番、土谷勇二議員、6番、久保田恒憲議員、7番、音嶋正吾議員、9番、小金丸益明議員、15番、赤木貴尚議員、16番、豊坂敏文議員。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま事務局長の朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長の朗読したとおりの議席の一部変更をすることに決定いたしました。

なお、変更後の議席については、次回の会議より着席をお願いをいたします。

日程第6. 常任委員の所属変更について

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、常任委員の所属変更についてを議題とします。

委員会条例第8条第3項により、各常任委員より所属変更申請が提出されております。

お諮りします。常任委員の所属変更について、委員会名及び氏名を事務局長に朗読させます。

米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、常任委員会の所属変更の委員会名及び氏名を朗読をいたします。

総務文教厚生常任委員、植村圭司議員、小金丸益明議員、鵜瀬和博議員。

産業建設常任委員、山川忠久議員、清水修議員、町田正一議員。

以上のとおりでございます。

○議長（豊坂 敏文君） ただいま事務局長が朗読したとおり、常任委員の所属変更について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、常任委員の所属変更をすることに決定いたしました。

ここで、議事の都合により副議長と交代します。

〔議長（豊坂敏文君）と副議長（赤木貴尚君）議長席交代〕

追加日程. 議長の産業建設常任委員の辞任について

○副議長（赤木 貴尚君） それでは、議長にかわりまして私が議事を進めます。

お諮りします。豊坂議長より常任委員会及び国境離島活性化推進特別委員の辞任の申し出がなされておりますので、議長の常任委員の辞任について及び議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任について及び議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、豊坂議長の退場を求めます。

〔議長（豊坂 敏文君） 退場〕

○副議長（赤木 貴尚君） お諮りします。豊坂議長から議会運営上の理由によって、常任委員を辞任したいと申し出がなされております。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、豊坂議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程 議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○副議長（赤木 貴尚君） 次に、追加日程の議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。豊坂議長から議会運営上の理由によって、国境離島活性化推進特別委員の辞任の申し出がなされております。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、豊坂議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の除斥を解き、入場を許可します。

〔議長（豊坂 敏文君） 入場〕

○副議長（赤木 貴尚君） それでは、ここで議長と交代いたします。

〔副議長（赤木 貴尚君）と議長（豊坂 敏文君） 議長席交代〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選のため、直ちに各常任委員会を招集します。

各常任委員会においては、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会を議員控室、産業建設常任委員会を2階会議室と定めます。

各常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午後3時08分休憩

午後3時53分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開します。

各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務文教厚生常任委員会委員長、鶴瀬和博議員、副委員長に久保田恒憲議員。

産業建設常任委員会委員長に土谷勇二議員、副委員長に牧永護議員。

以上のとおりであります。

追加日程、議会運営委員の辞任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員より、議会運営委員の辞任の申し出がなされておりますので、議会運営委員の辞任について日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の退場を求めます。

〔議員（10番、町田 正一君） 退場〕

〔議員（12番、中田 恭一君） 退場〕

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員から一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

町田正一議員、中田恭一議員、赤木貴尚議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（10番、町田 正一君） 入場〕

〔議員（12番、中田 恭一君） 入場〕

〔議員（5番、赤木 貴尚君） 入場〕

追加日程、議会運営委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議

題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。

その氏名を事務局長に朗読させます。米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、新規の議会運営委員を朗読をいたします。

土谷勇二議員、小金丸益明議員、牧永護議員。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ただいま朗読いたしましたとおり、議会運営委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

追加日程、議会広報特別委員の辞任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。土谷勇二議員、牧永護議員より、議会広報特別委員の辞任の申し出がなされておりますので、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、土谷勇二議員、牧永護議員の議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、土谷勇二議員、牧永護議員の議会広報特別委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法117条の規定により、除斥の必要がありますので、土谷勇二議員、牧永護議員の退場を求めます。

〔議員（6番、土谷 勇二君） 退場〕

〔議員（14番、牧永 護君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷勇二議員、牧永護議員から、一身上の都合により議会広報特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、土谷勇二議員、牧永護議員の議会広報特別委員の辞

任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、土谷勇二議員、牧永護議員の議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

土谷勇二議員、牧永護議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（6番、土谷 勇二君） 入場〕

〔議員（14番、牧永 護君） 入場〕

追加日程 議会広報特別委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会広報特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思えます。

その氏名を事務局長に朗読させます。米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、新規の議会広報特別委員を朗読をいたします。

町田正一議員、中田恭一議員。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ただいま朗読いたしましたとおり、議会広報特別委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長互選のため、直ちに議会運営委員会、議会広報特別委員会を招集をします。

各委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、議会運営委員会を議員控室、議会広報特別委員会を2階会議室と定めます。

各委員会の開催のため、暫時休憩します。

午後4時02分休憩

午後 4 時30分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開します。

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、報告します。

議会運営委員会委員長に小金丸益明議員、副委員長に音嶋正吾議員、議会広報特別委員会委員長に植村圭司議員、副委員長に山川忠久議員、以上のとおりであります。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りをします。山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員より国境離島活性化推進特別委員の辞任の申し出がなされておりますので、国境離島活性化推進特別委員の辞任についての日程を追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任についての日程を追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題とします。

本件は、地方自治法 117 条の規定により、除斥の必要がありますので、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の退場を求めます。

〔議員（2 番、山内 豊君） 退場〕

〔議員（4 番、清水 修君） 退場〕

〔議員（7 番、久保田恒憲君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員から一身上の都合により国境離島活性化推進特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

山内豊議員、清水修議員、久保田恒憲議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（2 番、山内 豊君） 入場〕

〔議員（4 番、清水 修君） 入場〕

追加日程 国境離島活性化推進特別委員の選任について

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。国境離島活性化推進特別委員の選任についての日程を追加します。直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。国境離島活性化推進特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思えます。その氏名を事務局長に朗読させます。米村議会事務局長。

○事務局長（米村 和久君） それでは、新規の国境離島活性化推進特別委員を朗読をいたします。土谷勇二議員、音嶋正吾議員、小金丸益明議員、市山繁議員、赤木貴尚議員。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） ただいま朗読いたしましたとおり、国境離島活性化推進特別委員に指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集します。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員会の場所は、2階会議室と定めます。

国境離島活性化推進特別委員会開催のため、暫時休憩します。

午後4時36分休憩

.....

午後4時40分再開

○議長（豊坂 敏文君） 再開します。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告します。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に赤木貴尚議員、副委員長に市山繁議員。

以上のとおりであります。

追加日程 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員より長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議長より同日付で許可されております。

お諮りします。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

同広域連合規約第8条第2項第4号の規定に基づき、本会議で選挙する議員の数は1人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、植村圭司議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました植村圭司議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました植村圭司議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました植村圭司議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席からの当選の告知をいたします。

追加日程 長崎県病院企業団議会議員の選挙について

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員より長崎県病院企業団議会議員の辞職願が提出され、長崎県病院企業団議会議長より同日付で許可されております。

お諮りします。長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程、長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

同企業団規約第7条第1項の規定に基づき、選挙する議員の数は2人ですが、市山繁議員が引き続き病院企業団議会議員を務められますので、選挙する議員の数は1人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

長崎県病院企業団議会議員に、久保田恒憲議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました久保田恒憲議員を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保田恒憲議員が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました久保田恒憲議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

追加日程、同意第1号

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。土谷監査委員の辞職に伴い、壱岐市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、壱岐市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、山内豊議員の退場を求めます。

〔議員（2番、山内 豊君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程、同意第1号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市監査委員の選任について、議会の同意を得ようとするものでございます。本日の提出でございます。

次の者を壱岐市監査委員に選任する。

住所、壱岐市郷ノ浦町東触987番地2、氏名、山内豊、生年月日、昭和50年5月27日生まれ。

提案理由は、監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。本案は、議員選任の委員でありました土谷勇二議員が令和元年8月8日をもって監査委員を辞職されたことから、その後任として、山内豊議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号につきましては、壱岐市議会会議規則第37条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号壱岐市監査委員の選任については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから同意第1号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第1号壱岐市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

山内豊議員の除斥を解き、入場を許可します。

〔議員（2番、山内 豊君） 入場〕

追加日程 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第167条の規定により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレットに配信のとおり決定しました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りをします。8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで白川市長より、発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の8月議会、8月会議、本当に補正予算等々、重要な案件議決をいただきまして、まことにありがとうございました。今後とも市政について御意見賜りましたように、腰を据えて市政運営してまいります。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。本日はまことにありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 大変失礼いたしました。

新たに、豊坂議長、そして、赤木副議長が就任されました。心からお祝いを申し上げます。まことにめでたうございます。

そして、また、一方で、小金丸前議長におかれましては、これまで大変な議長の職務を果たしていただきました。その間におかれまして、一般質問における答弁書の指定をしない、あるいは、しないこと等々について、改革をしていただきました。厚くお礼を申し上げます。今後とも議会と市が車の両輪として、新しい議長、副議長とともに進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年壱岐市議会定例会8月会議を終了いたします。

これで本日は終了いたします。散会します。
お疲れさまでした。

午後 4 時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

前議長 小金丸益明

議長 豊坂 敏文

前副議長 豊坂 敏文

副議長 赤木 貴尚

署名議員 鵜瀬 和博

署名議員 中田 恭一

壱岐市議会委員会委員選任名簿

総務文教厚生常任委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長 鵜瀬 和博 ○副委員長 久保田 恒憲
山内 豊 植村 圭司 赤木 貴尚
小金丸 益明 市山 繁

産業建設常任委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長 土谷 勇二 ○副委員長 牧永 護
山川 忠久 清水 修 音嶋 正吾
町田 正一 中田 恭一

議会運営委員会（定数：6人）

◎委員長 小金丸 益明 ○副委員長 音嶋 正吾
土谷 勇二 鵜瀬 和博
市山 繁 牧永 護

議会広報特別委員会（定数：8人、欠員1名）

◎委員長 植村 圭司 ○副委員長 山川 忠久
山内 豊 清水 修 久保田 恒憲
町田 正一 中田 恭一

国境離島活性化推進特別委員会（定数：7人）

◎委員長 赤木 貴尚 ○副委員長 市山 繁
土谷 勇二 音嶋 正吾 小金丸 益明
鵜瀬 和博 牧永 護

議 員 派 遣 に つ い て

令和元年8月9日

老岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県市議会議員研修会

- (1) 目 的 議員研修
- (2) 派遣場所 長崎ブリックホール
- (3) 期 間 令和元年8月20日～21日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 議長 豊坂 敏文 外7人

2. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会

- (1) 目 的 定例会出席
- (2) 派遣場所 長崎県市町村会館
- (3) 期 間 令和元年8月21日～22日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 植村 圭司

3. 長崎県病院企業団議会令和元年度臨時会

- (1) 目 的 臨時会出席
- (2) 派遣場所 長崎県農協会館
- (3) 期 間 令和元年8月27日～28日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 市山 繁 久保田 恒憲